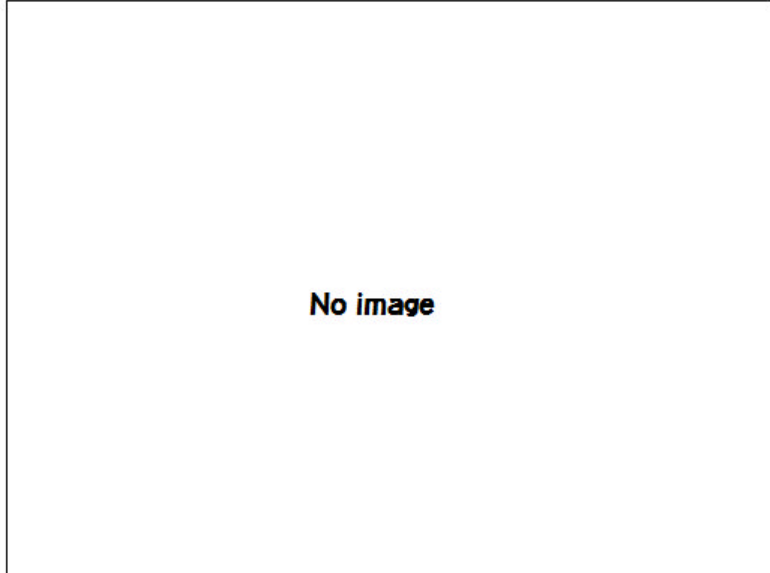


発行所  
青森県高等学校・障害児  
学校教職員組合  
青森市橋本1丁目2-25  
教育会館 017(734)7287  
編集発行人 酒田 孝  
購読料一部 20円は組合費  
の中に含む

**青森高教組組織  
外カンパに協力  
してください**  
高教組運動は組合費と皆様の  
カンパで支えられています!

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/aokokyoso/> ブログ <http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/>



# 君死にたまふことなかれ

11月20日朝、青森市の陸自第9師団第5普通科連隊を  
中心とする先発隊約130人が南スーダンに向かつて出  
発しました。青森空港では、日の丸を振る人々や涙する  
家族の姿、その中を行進する迷彩服姿の自衛官など、戦  
時中と見紛うばかりの光景が繰り広げられました。

戦後初めて、自衛隊 われ、秋田県や埼玉県か  
が「戦う」ために海外の らの参加者を含む70人あ  
戦場に派遣されました。 まりが参加しました。  
青森空港では平和委員 戦後、海外で一発の銃  
会による「自衛隊を戦場 弾も撃たず、一人の命も  
に送るな緊急行動」が行 奪ってこなかった自衛隊

## 青森陸自ついに南スーダンへ

戦争法にもとづく「駆けつけ警護」、「宿营地共同防衛」の新任務

と、平和憲法に基づく日  
本の政治は大きな岐路を  
迎えることになりました  
た。青森県は人口あたり  
で全国でもっとも自衛官  
を排出している県です。  
私たちの教え子が、殺し  
殺される戦場に行かされ  
ることの意味を、教職員  
である私たちは深く考え  
る必要があります。

**10・30 青森集会**  
10月30日の日曜日、気  
温も低く冷たい雨と風が  
殴りつける青森駅前公園  
に1250名もの人々  
が、「自衛隊を南スーダ  
ンに送るな!いのちを守  
れ!青森集会」に、北は  
北海道から、南は山口県  
や香川県まで、全国か  
ら駆けつけてくれました  
た。また高齢の女性たち  
が「孫や親戚の子たちが  
南スーダンに行かされて  
危険な目に遭わないよう  
に、いても立ってもいら  
れない!」と、悪天候を  
ものともせず最前列に  
陣取りました。雨風の吹  
きすさぶなか、ねぶた囃  
子にのせ、全員で自衛隊  
の南スーダン派遣中止を

### 11・5中央集会

訴えました。  
11月5日、日比谷野外  
音楽堂に1800名が  
「子どもたち、若者を戦  
場に送るな11・5集会」  
に全国から集まりました  
た。集会後は銀座まで自  
衛隊の派遣中止を訴えて  
パレードを行いました。  
集会前日には、教組共  
闘連絡会として防衛省に  
「自衛隊の南スーダン派  
遣の中止・撤退要請」を  
行いました。要請の中で  
防衛省職員は、「南スー  
ダン派遣は隊員にとつて  
リスクはある」と明言し  
ました。「緊急避難、安  
全確保のためなら攻撃が  
できる」とも言いました。  
南スーダンは現在、大統  
領側と副大統領側に分か  
れて内線状態であり、政  
府軍がPKO部隊を攻撃  
している現状でどうやっ  
て自衛隊員たちの命を守  
ることができるというの  
でしょうか。

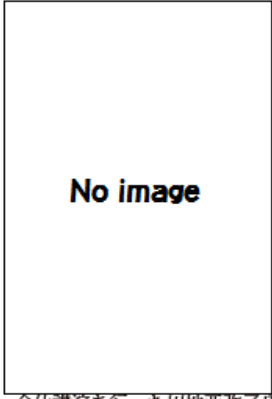
災害救助など人の役に  
立ちたいと自衛隊に入隊  
した生徒たち、自衛隊員  
の命、教え子たちの命を  
守るため、1日でも早く  
帰国させるために声を上  
げましょう。

## 坂道の風

残業手当は25%  
増、月間60時間超  
過部分は50%増  
で支払うことが  
労基法37条で決  
まっています。目  
的は長時間労働  
を抑制して労働  
者の命と健康を  
守り、家庭や社  
会生活の時間を確保する為  
だ。つまり使用者に労働時  
間削減に真剣に取りくませ  
る為、残業時間を明確にし、  
割増賃金を義務づける規制  
がある。教員は教職調整額  
(月8時間の残業を想定し  
た額。笑止)がある為、37  
条は適用されないが、管理  
職は限定5項目以外の残業  
を命じることが出来ない。  
そして、これを知らない教  
員は多い。忙しすぎて▼今、  
県教委が提出を求める時間  
外勤務記録簿が教職員を分  
断している。「意味なし」病  
院に行かないよう少なく書  
く。「好きで残っている人  
はその時間を除外すべき」  
等の声。そんな声が時間外  
労働の社会的な問題を見  
えなくする▼「好きで残っ  
ている」人もいるだろうが、  
嫌々、生徒の為、使命感か  
らが殆どだろう。明確な数  
字が出ない限り問題は解決  
しない。永久に。(妹子)



11月12、13日浅虫さくら観光ホテルにて、「本音で語ろう、子ども・学校」をテーマに「2016あおもり教育のつどい」が開かれました。県内の小中高校、私立学校、特別支援学校、大学から100名を超える参加者がつどい、学び合いました。全体会后、8つの課題別分科会、全体交流会、翌日は復活した音楽・保健体育を含めて11の教科別分科会に分かれて実践レポートを中心に学び合いました。



全体講演を行った川地亜弥子氏

## Ⅱ 全体講演Ⅱ

全体講演は神戸大学の川地亜弥子先生でした。「子どもがつながる教育実践」と題してお話されました。OECDによるPISA調査について、「大規模な調査では、どうしても問題やその背後の文脈をテストで設定し、子ども個人に与え、個人の解決能力を測ることになる。話し合いや協力・役割分担などの中で力を発揮することを調査することは苦手であり、「多様性」や「協調性」は、大規模調査では測れない。何でも数字で評価しがる社会になってきている。」と批判しました。

また、中教審の資質・能力観の問題点について、「学校で『意欲・態度』が評価されるようになり、教師の言うことには従わなければならないと考える子に育つようになってきた。さらに、『資質・能力』を評価項目にすると、いよいよ教育によって道徳の徳目子どもに押しつけ、型

にはめることにつながっていく。」と指摘しました。生活綴り方における二つのリアリズムについて、「子どもたちが、自然や社会を含めた現実ととっくんで、生きた姿をつかみとり、真実なものをつかみつけていく」「教師が、あるがままの子どもをすなおにつかんで、愛情と知性に富んだ、飛躍のない指導をしていく」ことを大切にしたいとも話されました。

初参加者の感想  
 全体講演の中で特に印象深かったのは、「現在の学校では子どもは過剰適応にならざるを得ない。」というお話しでした。「関心・意欲・態度」を評価対象とし、どんな無茶な要求をされても拒むことなく頑張る生徒が「よい生徒」だとする教育の中では、生徒の主体的な人格の形成は難しいということを感じました。

No image  
 レポートは、それぞれの現場での奮闘を感じさせるものでした。後半の協議では、学校における「合理的配慮」のあり方が話題になり、松本先生の助言も受けて、深く考える機会になりました。

# 子ども・学校 つどい2016～

生活綴り方の教育は、書くことを通して子どもに自己の生活の中の問題を自由に語らせることから、教育を出生しようと考えており、子どもの思いをきちんととらえて答えていく教育であると結ばれました。

生活指導(高校)  
 参加者は12名、8月に静岡で行われた全国教育の集い報告後、2本のレポートについて話し合いました。一つ目は、私立高校から就職してもすぐに会社をやめてしまう生徒が多い中、普通科の就職クラスにおいて、挨拶やコミュニケーション力の必要性を指導する実践でした。就職が決まったあとの学校生活のありかたについても話し合いが行われました。二つ目は、職業高校におけるホームルーム実践で、すべての生徒の家庭訪問の実施や、ホームルーム通信・保護者との交流

障害児教育  
 1日目は、「発達障害のこどものコミュニケーションを考える」と題して、元弘前大学教授松本敏治氏の講話がありました。分科会の参加者は19名で、全ての学校種からの参加がありました。講話では、自閉症の子どもの言語習得の特徴から、自閉症児とのコミュニケーションを取る上で考えたいことを、身近な例をあげ、お話しいただきました。2日目は5本のレポートを元に実践交流をしまし

平和教育  
 参加者は12名で3つのレポートがありました。最初に、小学校で平和教育についても決められた授業以外のことを行うことは難しく、試行錯誤しながらHRの短い時間を使い夏休み日記や家族の戦争体験の聞き取りなどを通して、子どもたちの成長や意識の変化を文章にして残し読み取っていく実践が発表され、国語や社会でも平和教育を意識

した授業をする予定だと話されました。残り二つのレポートは1月に行われた「沖繩平和の旅」へ参加し、米軍基地問題で米軍や政府を相手に怯むことなく闘っている現地住民の様子を報告しました。レポート発表を終え自分たちにも出来ることはないのか考えさせられる分科会になりました。

### 社会科

社会科は10名の参加者があり、4本のレポート発表がありました。中学校からは、「フィールドワークを取り込んだ地域教材について」「思考力・判断力・表現力を伸ばす指導法として、課題解決的な学習におけるシンキングツールの活

No image

## 本音で語ろう、 ～あおもり教育の～

れました。再任用で担任を持つている方は学級通信や、八戸の震災後の様子などを報告しました。  
簿記テキスト製作の取り組みも報告された。なかなかの力作でした。ぜひ全国教育のついででも発表してほしいと思います。

### 国語科

小学校から、詩「とる」(川崎洋作)を教材とした授業実践の発表がありました。言葉の意味は一つではなく、文中で他の言葉と響き合うことにより、様々な意味になります。そのことを、一人ひとりがじっくり考え発表し合うことで、生徒全員が学ぶことができたという内容でした。発問・板書などが丁寧になさ

No image

### 事務・現業

参加者は8名で事務が中心にレポートを持ち寄り行われました。日本の奨学金

問題で無利子貸与が根幹にもかかわらず政府は学費の引き上げと有利子奨学金枠のみ拡大させ、就職難や非正規雇用などで返済できない若者が増えている現状について報告しました。次に、青森市の負担軽減対策として道徳副読本などの

公費化、新入学児童への9000円補助などに加え、中学生までの医療費と通院費が無償になるなど、教育キャリアパスを通して各自治体でも少しずつ保護者負担軽減が進んできていることが報告されました。

中央教育審議会は8月26日に「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ(案)」を発表しました。これをもとに、今後、2020年度の小学校本格実施に向けて中教審での審議が重ねられていきます。

学習指導要領とは、大まかなガイドラインのことです。他の国々もガイドラインを持っていますが、日本のものは内容が細かく、強制力が極めて強いことが特徴です。このことが日本の教員の自主性や創造性を削いでいる側面があります。教育内容は本来、子どもや地域の実態に即して教師が主体的に行うべきものです。

「審議のまとめ」は2030年の日本の社会を「複雑で予測困難な社会、グローバル化が一層進展する社会と描き、そうした「社会が求める人材像」に必要な「資質・能力」を身につけさせることが教育の目的であるとしています。変化する社会に積極的に適応し、社会の役に立つ「人材」を育てるという視点です。しかし、教育の目標は「人格の完成」つまり、一人ひとりの子ども人間性を最大限に発達させることであるはずで、「人材」を育てると

## 教師の自主性や創造性がますます削がれる危険

～次期学習指導要領審議のまとめ(案)～

この改訂の大きな目玉は何といっても、アクティブラーニングとカリキュラムマネジメントです。アクティブラーニングに関しては、先行実施している学校では「知識構成型ジグソー法」に基づく研修などが行われたりしていますが、特定の指導法のみが普及する危険性があります。必ずしも全ての授業が「アクティブ」である必要はありません。カリキュラムマネジメントに関しては、校長のリーダーシップが強調され、教科などの内容の「相互の関連付けや横断を図る」としています。今まで個々の教師が作成していた指導計画に、校長がカリキュラムマネジメントの名のもとに教科横断的な編成を持ち込むことが考えられます。そうすれば、専門性が無視され、個々の教師の自主性や創造性がますます軽んじられる懸念があります。

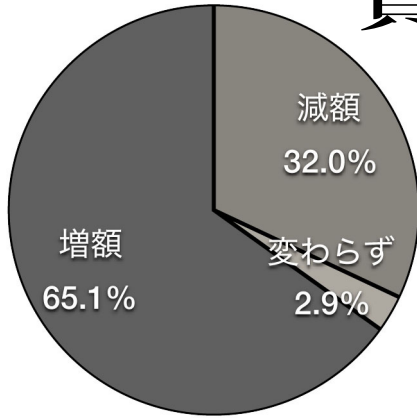
「審議のまとめ」には小学校の英語の教科化など、学校種ごと、教科ごとの問題も様々指摘されています。今後、中教審や文科省の動向に注目し、現場の視点から議論を重ねて行く必要があります。



11月10日、2016年度の賃金及び労働条件確定のための2度目の職員福利課交渉が行われました。焦点は配偶者扶養手当の削減と扶養手当の単身者の特例の廃止でしたが、職員福利課は「県人事委員会勧告の尊重」を理由に譲歩を拒否したため、交渉は決裂しました。

# 賃金確定交渉決裂

組合側：扶養手当の改定によって減額される職員と増額される職員の割合はどのくらいか？  
 職員福利課：扶養手当を受給している者のうち、減となる者は32%、残りの68%は同じか増となる。  
 組合側：そのうち実際に増額となるものは何%なのか？  
 職員福利課：68%のうち、手当額が変わらないのが2.9%、増となるのが65.1%である。  
 組合側：子の扶養手当は22歳まで、一方で配偶者の手当は定年まで。今は増額でも、長いスパンで見ると手当額が減となるのではないのか？  
 職員福利課：長いスパン



## なぜ配偶者扶養手当を削減するのか？

で見ると手当額は減となる者もいる。しかし、子どもの養育費が多くなる時期の手当額は増となる。また別組合・子どもに係る手当の増額は「国全体として少子化対策がとられている」という説明でした。一方で、配偶者扶養手当の削減はどのような理由か。  
 職員福利課：配偶者の手当を6500円にしたのは、あくまでも国家公務員との均衡、国の制度と同じにしている。  
 組合：配偶者手当の半減の理由は「できるだけ奥さんも専業主婦じゃなくて働いてください」という意図で政府の一億総活躍社会に誘導するものではないのか？

な例として、配偶者は扶養ではなく子だけが扶養親族である場合などは、大幅に増となる。

扶養手当を受給している者のうち、改定による影響を受ける者の割合

親などを扶養する場合に1人目の手当を11000円にするという特例。それが廃止される理由は何か？  
 職員福利課：民間及び公務における手当をめぐる状況の変化だ。受給者数は減少し額も減少している。その

## なぜ扶養手当の単身者特例を廃止するのか？

組合：単身者（配偶者がない者）の特例の廃止が提案された。単身者が子または

職員福利課：勧告の意図についてはわからない。  
 組合：行政というのはお金によってメッセージを国民に伝えていくものだ。お金によって社会の有り様を変えていく。この場合のメッセージは、「子どもをどんな作ってください。県も応援しますよ」「専業主婦

上で人事院の勧告、それを踏まえての人事委員会の勧告だ。  
 組合：結局、人事院や人事委員会勧告がそうだからそうしたということか。それ以外の理由はないのか。  
 職員福利課：あくまでも県の人事委員会の勧告を尊重するという立場だ。  
 組合：一人で親の面倒を見ている、一人で子どもを養育しているという方を、手当の面で今までは特に重く見てきた。それはもう必要

をやめて共働きにしてください」というメッセージとして受け止められる。そうであるならば、県として家事分担、育児分担を平等にできるような労働条件を整備すべきだ。夫が8時、9時に帰ってきて、妻が子どものために専業主婦をやらざるを得ない状況だ。両方も部活で遅く帰ってきて、子どもが2人3人いてどうやって家庭が成り立つのか？県教委は時間外勤務を解消する画期的な提案をする用意があるのか？  
 職員福利課：画期的な提案はない。

ないという判断なのか？  
 職員福利課：個別の身分で必要ないと判断しているのではなく、人事委員会勧告に沿った実施をしたいということだ。  
 組合：その理由でいいのか？  
 職員福利課：人事委員会勧告に従わない理由は持っていません。  
 組合：従わないという選択肢もある。他県ではそういう県もあるし、本県でも過去に人事委員会勧告に従わずに賃金を削減したこともあった。  
 職員福利課：そのときは教育長や知事が出て説明した。  
 組合：マイナスイタ案の際には教育長交渉が慣例。今回は教育長の説明はないのか？  
 職員福利課：今回は個別に見た時に家族のケースによって増減がある。全体として今回はマイナスの改定ではない。

## 2016賃金・勤務条件改定の概要

- △給料表の水準引き上げ（初任給 1500 円、その他 400 円）
- △ボーナス引き上げ（年間 4.00 月分→4.05 月分）
- △子ども扶養手当段階的引き上げ（6500 円→8000 円→10000 円）
- ▼配偶者扶養手当段階的引き下げ（13000 円→8000 円→6500 円）
- ▼扶養手当の単身者特例廃止（1 人目 11000 円→廃止）
- △新幹線で通勤する際の通勤手当の改善（普通運賃上限 55000 円+新幹線特急料金の 1/2 →普通運賃・新幹線特急料金上限 55000 円+超過分の 1/2）
- △みちのく有料道路で自動車通勤する際の通勤手当の改善（距離区分上限 80km 以上 46000 円+有料道路代上限 20000 円→距離区分・有料道路代上限 55000 円+超過分の 1/2）
- △介護休暇の分割取得（1 回 6 月以下→3 回まで合計 6 月以下）
- △介護時間の新設（連続する 3 年の範囲で 1 日に 2 時間以内）
- △育児休業等の対象となる子の範囲の拡大（養子縁組の子）